

法人税法上の区分		法人町民税		
		均等割	法人税割	
公共法人	地方税法第296条第1項第1号に掲げる法人 国、地方公共団体、土地改良区など	非課税	非課税	
	上記以外の公共法人 独立行政法人、土地開発公社など	最低税率	非課税	
公益法人等	地方税法第296条第1項第2号に掲げる法人 日本赤十字社、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、公益社団法人・公益財団法人(博物館設置、学術の研究を目的とするもの)など	収益事業を行わない場合 ※	非課税	
		収益事業を行う場合	最低税率	
	法人税法別表第2該当の上記以外の公益法人等 一般財団法人(非営利型)、一般社団法人(非営利型)、医療法人、公益財団法人・公益社団法人(博物館設置、学術研究を目的とするものを除く。)、商工会、認可地縁団体(法人格を得た町内会等)、特定非営利活動法人(NPO)など	収益事業を行わない場合	最低税率 ※※	非課税
		収益事業を行う場合	最低税率	課税
協同組合等 農業協同組合、農業組合法人(給料支払なし)、消費生活協同組合、中小企業等協同組合、信用金庫、森林組合など		課税	課税	
人格のない社団等	マンション管理組合、社交を目的とするPTA、同窓会学会など	収益事業を行わない場合	非課税	
		収益事業を行う場合	最低税率	
普通法人	一般社団法人・一般財団法人	最低税率	課税	
	株式会社、有限会社、合同会社、合名会社、合資会社、医療法人、相互会社、協業組合、企業組合、一般社団法人(非営利型以外)、一般財団法人(非営利型以外)など	上記以外の法人	課税	

※社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人については、収益事業による所得の90%が本来の事業目的に充てられているものは、収益事業の範囲に含めないものとします。

※※収益事業を行わない公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人は減免申請書により、法人町民税(均等割)の減免を受けられる場合があります。